

20秋闘 11/5全国統一行動 20名で対県要請行動

要請5項目に絞って要請

千葉県医労連は、20秋闘の全国統一行動日として設定された11月5日に、コロナ禍の下で疲弊する医療・介護、福祉への県の援助・補助を求めるなどの要請書を県に提出し、当日は、時間の関係もあり5項目に絞って要請と意見交換を行いました。

①医療・介護、福祉への思い切った財政投入を図ること

参加者からは「コロナ禍の下で、医療機関も介護・福祉施設も深刻な減収になっている。そうした中で、労働者の一時金が削減されるなどの対応が広がっており、労働者のモチベーションが維持できず、産業そのものが後退してしまうのではと危惧している。県として独自に医療機関、介護・福祉施設の経営が、少なくとも昨年並みになるような財政支援を」と求めました。

県からは、国や県独自でも支援策を講じているとの説明がありましたが、交付金を受給しているのは医療で3割、介護、福祉では1割にも届かない状況であることが分かりました。

労組は「支援はすべて申請制だが、現場は大変な状況になっており、申請作業そのものに手が回らないということもある。一つは、県として申請が無い医療機関や介護施設への状況確認と援助、もう一つには、申請制ではなく一律支給の県独自支援制度の新設にも踏み込んでほしい」と要請しました。

②公立・公的病院の統合・再編を中止し、地域医療構想の抜本的な見直しを図るとともに、当面する新型コロナウイルス感染症への対策を更に強化すること。



医労連は「これらの構想・計画は、新型コロナウイルス感染症拡大以前のもの。新型コロナウイルスの最前線にいるのは、公立・公的病院。当然、これらの計画は見直す立場に千葉県には立ってほしい。『国の推移を見ながら』と言われるが、国と地方自治体は平等の関係にあるはず。国の動向や意向に捕らわれずに、県民の命と健康を守る立場に立ち、県として独自の見直しを始めてほしい」と改めて要請しました。

③医師・看護師、介護職を大幅に増やすこと

医労連は、この間、県が奨学金受給対象人数を拡大してきたことは評価しつつも、コロナ禍で改めて浮き彫りになった医療・介護、福祉の人員不足を解消するためには、さらに奨学金の増額、県立養成校の増設・拡充などに踏み込むよう求めました。

平成30年度から5年間の需給見通しでは、平成35年度には供給が約8800名不足するという内容であることが確認されました。平成22年度から平成27年度までの第7次需給見通しでは、最終年である平成27年度には1400名不足となっていましたので、この第7次需給見通しより、約6倍近くもの供給不足となる見通しとなっています。しかも、この需給見通しには新型コロナウイルス感染症拡大の状況は一切反映されていません。感染予防への取り組み等も含め、さらに人員が必要になることは明らかです。これまでの延長線上の対応では、間違いなく到底解消できません。

県として、医師・看護師、介護職不足解消に向け、これまでの延長線上に止まらない、大規模な財政を充てるなどの大胆な対応を具体化することを求めました。

④保健所の増設と人員拡充

医労連は「保健所数が充足していないことが、コロナ禍の下で改めて浮き彫りになった。現場では、保健所に問い合わせても、十分な対応を得ら

れないことが発生している。保健所が複数の市町村を管轄している場合は、市町村との連携も十分で、現場に必要な情報が入ってこないことも少なくない。

また、介護施設や福祉施設での感染対策は手探り状態。本来、介護や福祉施設への感染対策の指導や援助も保健所に担ってもらいたい。少なくとも、各市町村に1力以上の保健所と、それに見合う保健師を始めとした職員の増員を」と求めました。

県からは「保健師については、来年度はこれまでよりも採用数を増やして、28名の正規採用を予定している」との回答が示されました。

⑤医療費の軽減、窓口負担無料化、感染拡大防止対策のための生活保障の継続・拡大を行うこと。

コロナ禍の下で、雇止めや解雇が増えている。保険料が払いたくても払えない住民が増加することとは明らか。まずは、住民の命を守るため、また、コロナの感染拡大を阻止するためにも資格証明書や短期保険者証の発行は止めるべきだ。国民健康保健法44条の扱いも市町村によってバラバラ。国保も広域されている中、こうした対応も統一してもらいたい。また、窓口負担を引き下げること、同様に必要になっている」と要請しました。

★自治体職員の増員も必要

私たちが地域住民の要求を実現するには、それを受け止めるだけの自治体職員の増員と待遇改善が必要です。

医労連は、自治体への要請を重ねながら、同時に自治体職員の増員と待遇改善を求めています。

